

ストップ！

町税滞納！

＝期限内に自主納付をお願いします＝

納付いただいている町税は、住みよいまちづくりや、社会保障などの行政サービスを行うための非常に重要な財源です。町税の滞納は、納税を済ませた大多数の方との公平性を欠く事になります。納税は国民の義務です。きちんと納めましょう。

町税は **納付期限内に納付** してください！

法律の規定により、納期限経過後20日以内に督促料100円を加算した督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金が計算されます。法律では「督促状を送付した日から10日を経過した日まで完納しないときは、財産を差押なければならない」としてありますが、町では「納め忘れ」等を考慮し、催告書の送付や電話により働きかけを行っています。

差押などの **滞納処分** を執行します！

督促状や催告書などを送付しても、自主的な納付や納付の意思が無い場合は、強制徴収を行います。金融機関、勤務先、取引先、官公庁のほか、自宅などにおいて調査を行い、差押等の滞納処分により強制的に徴収します。調査や滞納処分にあたっては、滞納者本人への事前通知や了承は必要無く、個人情報保護法も適用になりません。税金はその他の債権より優先されます。借金などの債権があって町税を納付できなかった場合でも、滞納処分の対象となります。



差押えの例：
タイヤロックされた自動車

滞納となった町税は放置せずに、早めに **ご相談** ください！

やむを得ない理由で納期限内の納税が困難な場合は、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じる場合があります。また、一時的に納付が困難な場合は、原則として1年間納税の猶予を受ける事ができます。なお、新型コロナウイルスの影響により一定の収入減少があった場合は、納税の猶予や国民健康保険料の減免措置がありますので、町民税務課にお問い合わせください。

納税は納め忘れのない **口座振替** の利用を！

町税の納付には、便利な口座振替をおすすめします。9月30日(水)まで「令和2年度口座振替推進キャンペーン」を実施中です。町税と国民健康保険料の口座振替を新規申込した方で、振替実績等の一定の条件を達成した方を対象として、先着200名に町指定ゴミ袋等の粗品をプレゼントします。詳細は、町民税務課へお問い合わせいただくか、納税通知書発送時同封のチラシまたは金融機関窓口設置のチラシをご覧ください。

☎ 役場町民税務課 税務係
☎ 52-2111 (内線242～244)